



WAY通信 <前向きな息吹きをしよう！>

「ヤナセ」における裁判員制度の対応について

平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月21日から**裁判員制度**が実施されます。
 国の**裁判員制度導入**に関して、組合と会社で協議し労働協約と就業規則を中央委員会で改定しましたのでご案内します。また、みなさんが裁判員として刑事裁判に参加する際にどのように会社に伝えればいいのか？そして、判決までどのようなになるのか？裁判員制度の対応について解説します。また、平成21年1月に産科医療補償制度が創設されました。この内容も併せて、今回のWAY通信でご案内します。

1. 裁判員制度のおさらい(制度を理解)

法廷で裁く人について

今までの裁判は裁判官3人
 裁判員制度導入後は裁判官3人+裁判員6人 計9人

裁判員制度の対象となる事件について

殺人・強盗致死傷・傷害致死・危険運転致死・放火・身代金目的誘拐など

裁判員の選ばれ方について

裁判所ごとに毎年12月に名簿作成 候補者へ通知
 裁判6週間前、事件毎にくじで裁判員候補者選出 質問票の送付
 裁判所で候補者から裁判員を選出 検察・弁護人から除外される場合あり
 裁判員決定(午前中に選任手続きをし、午後から審理開始)

裁判員の仕事と役割

裁判官と一緒に公判に立会い、判決まで関与します。(証人や被告人に対する質問など)
 証拠調査を全て行い、事実を認定し被告人が有罪・無罪を裁判官と一緒に評議し評決します。
 評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣言し、裁判員は終了します。



2. 会社の裁判員制度の対応について

平成21年4月1日より裁判員休暇に関する規定が制定しました。
 会社は「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき従業員が裁判員候補者として裁判所に出頭し、または、裁判員あるいは補充裁判員としての職務を行うために取得する休暇について以下のように規程を改定しましたので一部ご案内します。

制度の適用範囲について

第2条

この規程により裁判員休暇を取得できる従業員は、¹就業規則第3条に定める従業員とする。

¹：就業規則第3条は以下の表に該当する者になります。

第3条	従業員を分けて次の5種とする。	
	第1項	正従業員 正式に雇傭契約を締結した者
	第2項	見習員 業務に対し未経験、不熟練であって習得を必要とするもので、正従業員に採用する前に一定期間を定めて就業する者
	第3項	臨時従業員 業務の必要上一定の期間を定めて臨時に雇傭する者
	第4項	作業員 土地、建物、諸設備の管理保全のため現場作業に従事する者
	第5項	嘱託 事業の必要上業務を嘱託する者

組合員は
ココに該当

CONTENTS

1. 裁判員制度のおさらい(制度を理解)
2. 会社の裁判員制度の対応について
3. 産科医療補償制度について

地域目玉紹介
 福利厚生部発
 山梨県「天祥庵」

福利厚生施設紹介

九州の契約宿泊施設 【リゾートピア別府】

SUN MEMBERS
 リゾートピア別府



【部屋構成・価格】
 1人当たり: ¥3,150
 (温泉大浴場完備)
 1泊1人当たりの
 価格です。(5名定員)

申込は、組合H.P「福利厚生施設の案内」よりPDF版申込書をプリントアウトの上、必要事項を記入し、FAXで組合事務所へお申込ください。

取得事由および日数について

第4条の届出をすると、裁判員等の選出
手続きから審理に参加するときに必要な
日数が有給で付与されます。

裁判員休暇に関する規定【抜粋】

第3条

従業員が次の各号のいずれかに該当し、当該従業員から第4号に定める届け出があった場合、会社は裁判員休暇（有給）を付与する。

- (1) 裁判員等選出手続のため裁判所に出頭するとき
- (2) 裁判員等として選出され、裁判審理に参加するとき

2. 会社は、裁判員候補者や裁判員等として裁判所に出頭するために必要な日数を付与する。

会社への届出について

取得する場合は、裁判所が発行する呼出状
等の書類を所属長に提示の上、届ける。
また取得する事由がなくなった場合も同様。

裁判員休暇に関する規定【抜粋】

第4条

裁判員休暇を取得するときは、裁判所が発行する呼出状等の証明書類を提示のうえ遅滞なく所属長に届け出なければならない。届け出後に出頭期日が変更された場合または、裁判員休暇を取得する事由がなくなった場合も同様とする。

3. 産科医療補償制度について

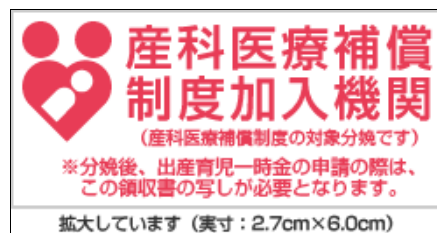
平成21年1月1日から、産科医療補償制度がはじまりました。この制度は、分娩に関して発症した脳脊麻痺児及びその家族の経済的負担を速やかに補償し、脳性麻痺発症の原因分析を行い、将来の脳性麻痺の予防に資する情報を提供をする。そして、これらの紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図る目的としています。

制度に加入している医療機関で出産した場合、出産費用が1児につき3万円増えるため（制度加入費用）健康保険組合から支払われる出産一時金が3万円増になります。この制度に加入していない医療機関で出産した場合は今までと変わりません。

制度加入状況（2009年1月30日現在）

区分	分娩機関数	加入分娩機関	加入率(%)
病院・診療所	2,862	2,848	99.5
助産所	424	405	99.5
合計	3,286	3,253	99

制度加入マーク



詳細は産科医療制度HP

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/index.html>

地域目玉紹介（福利厚生部発）

山梨県の忍野にある、日本蕎麦屋さんをご紹介します。

近隣には、組合福利厚生施設である、FITリゾートクラブやエクシブ山中湖があります。

今回紹介するお蕎麦屋さんは、見た目も藁葺きつくりで雰囲気あるお店です。

薬味で「からみ大根」と「やきみそ」は格別です。

近くへお越しの際は是非ご賞味ください。

天祥庵（てんしょうあん）

山梨県南都留郡忍野忍草2848-2

電話0555-84-4119

